

お手続きの流れ

1 専修大学募金局へご相談 寄付者 → 専修大学

- ・申告期限がご逝去された日の翌日から10か月以内ですので、遅くとも3か月前までに、募金局までご連絡ください。
- ・ご逝去日、専修大学との関係、ご寄付の用途等をお知らせください。
- ・不動産など現金預金以外の現物資産は、お受けできない場合があります。事前にお問い合わせいただくか、売却し、現金預金でのご寄付をご検討ください。

募金局電話番号 03-3265-3157

2 ご寄付のお振込み等 寄付者 → 専修大学

3 寄付金領収書のお届け 専修大学 → 寄付者

4 「相続税非課税対象法人の証明書」の発行申請 専修大学 → 文部科学省

- ・文部科学省による証明書の発行には約2か月程度かかります。

5 「相続税非課税対象法人の証明書」のお届け 専修大学 → 寄付者

6 税務申告 寄付者 → 税務署

「寄付金領収書」、「相続税非課税対象法人の証明書」をご利用のうえ、ご遺族様より所轄の税務署へご申告ください。